

請 願 ・ 陳 情 参 考 資 料

平 成 2 9 年 6 月 1 2 日

元 気 づ く り 総 本 部

陳情（新規）

（県民課）

受理番号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況						
29年－11 (29.4.5)	元気づくり	県民の声の処理要領 の遵守徹底について 倉吉市 個人	○「県民の声」については、業務を所管又は関係する担当課が、県民課が受け付けた翌日から5勤務日以内に回答（対応）することとしている。なお、回答に時間を要する時は、担当課からその旨を回答期限までに意見者に連絡することとしている。 ○しかしながら最近、回答の遅れが見受けられたため、回答作成の際に使用している「県民の声進行管理データベース」を一部改修し、進捗確認を促す機能（未回答の所属に対して自動メール送信により督促等）を追加し、平成29年3月15日から運用を開始した。 【参考】平成28年度「県民の声」受付対応状況等 <table><tr><td>受付件数</td><td>うち回答した件数</td><td>うち期限が超過した件数</td></tr><tr><td>1,611件</td><td>738件</td><td>268件（36％）</td></tr></table> ○この陳情のきっかけとなった「県民の声」の回答は、4日遅延した。 ○このような状況を受けて「県民の声」対応の周知徹底を図るため、「県民の声の適正な対応について（平成29年4月20日付第201700021291号県民課長通知）」により全庁に通知を行い、今後はより一層の回答の迅速化及び適正な進捗管理を行うこととしている。	受付件数	うち回答した件数	うち期限が超過した件数	1,611件	738件	268件（36％）
受付件数	うち回答した件数	うち期限が超過した件数							
1,611件	738件	268件（36％）							